

平30福個答申第8号  
平成30年11月29日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(財政局税務部税制課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章

## 答申書

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第56条第2項第4号の規定に基づき、平成30年11月5日付け財税第213号により諮問を受けました「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」につきましては、審議の結果、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 審議会の結論

平成30年11月5日付け財税第213号により諮問を受けた「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」は、適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

#### 2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年11月5日	実施機関から諮問(諮問第136号)
平成30年11月28日	審議